

議案第 1 1 7 号

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成 2 8 年川崎市条例第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 1 3 6 条の 2 第 1 号から第 7 号まで」を「第 1 3 6 条の 2 第 1 号ロ若しくは第 2 号ロ」に改め、「適合する建築物」の次に「で法第 6 1 条に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは同条に規定する国土交通大臣の認定を受けたもの（同号ロに掲げる基準に適合する建築物にあっては、準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が 3 で延べ面積が 5 0 0 平方メートル以内のものに係る当該構造方法を用いるもの又はこれと同等以上の性能があると当該認定を受けたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

建築基準法の一部改正に伴い、不燃化重点対策地区内の建築物について耐火建築物、準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を有する建築物としなければならないこととするため、この条例を制定するものである。